

事業承継

対応融資

平成 30 年度から、
融資限度額を拡充しました！！



中小企業向け県制度融資

事業承継資金

をご利用ください！

事業承継に関する株式取得、資産買取、設備資金
など、事業承継に利用できる制度融資です。

融資限度額 2.8億円

県の利子補給率
最大

0.47%

(信用保証 任意)

利子補給後の **融資利率**
年1.6%以内 (固定)

(融資期間)
最長10年間
(据置1年以内)

※事業承継契約締結後、5年以内なら、何回でも利用できます。

▼ どのような事業承継にも対応可能です

◎ 親族 or 従業員への承継、M & A いずれも可能！

▼ 事業承継に関する以下の資金が使えるようになります

◎ 事業承継の相手先を探すための経費

⇒ アドバイザーや仲介機関への仲介料

◎ 株式取得のための資金

⇒ 従業員が後継者となる場合も OK！

◎ 事業承継によって新たに必要となる事業資金

⇒ 後継者の新たな事業への取組みを支援！

県制度融資は、県が金融機関に利子補給（年0.47%以内）することで利用者が低利で融資を受けることができます。また信用保証協会の協力を得て保証料も割安（▲0.15～▲0.6%）になっています。

『事業承継資金』の概要

(平成30年4月1日現在)

区 分	内 容
融資対象者	<p>1 原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者（ただし、事業を譲り受ける者の本社や事業所等（以下「本店等」という。）が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく経済産業大臣の認定を受けて事業承継を行おうとする者</p> <p>(2) 静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>(3) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「認定経営革新等支援機関（※）」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>2 前項各号のいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者（ただし、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）</p> <p>※ 「認定経営革新等支援機関」・・・商工会、商工会議所、金融機関、税理士等</p>
融資限度額	2.8億円
利率等	所定金利(金融機関)：2.07%以内 利子補給率(県)：0.47%以内 融資利率(申請者負担)：1.6%以内
資金用途	<p>事業承継に資する次の用途に係る資金</p> <p>① 事業承継契約等に係る経費</p> <p>② 株式・事業資産等の取得に係る経費</p> <p>③ 事業承継計画を実行するための運転資金又は設備資金</p>
融資期間	10年以内（据置1年以内）
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/20160408syoukei.html
提出書類	<p>【必須】申込書（様式第1号）、事業承継計画書（様式第19号）、経済産業大臣の認定書の写し又は事業承継支援証明書（様式第20号）、決算書（直近2年間）</p> <p>【資金用途により】見積書、株主名簿など</p> <p>【保証を付さない場合】県税納税証明書、印鑑証明など</p>

- ・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・お申込みの際には、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、（公財）静岡県産業振興財団
- ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

